

# 第4章

## 地域福祉推進のための施策

注

本文中の「※」マークを付けている語は、語句の説明があります。

## 第4章 地域福祉推進のための施策

### 1. みんなが利用しやすい福祉サービスの確保

#### (福祉サービスの円滑な利用の確保)

##### ■これまでの取り組みや課題■

医療・介護・福祉・保健の分野において、相談を受けたケースについてどのような支援が必要か、関係機関が連携し、支援会議等を行っています。必要なサービスの紹介や手続きの説明などを行うことで適切なサービスの提供につながりました。実施したアンケートでは、相談窓口や福祉の制度そのものが分かりづらいといった声があったように、今後も分かりやすい相談窓口の体制づくりと、適切なサービスの提供、情報を伝える手段について検討が必要です。

生活に困っている人の相談については、伊万里市生活自立支援センター(社会福祉協議会)へ委託し、困窮している原因を探り支援を行っています。しかし、課題は複雑化しており、問題が深刻になる前に解決する必要があるため、早期に支援する体制の整備がより重要になっています。

高齢者の支援については、制度の内容や手続きについて出前講座を行い、説明を行いました。高齢者向けのサービスの手引きを活用し、高齢者、家族、関係者などに各種サービスを周知しました。また、宅老所を1カ所設置し、利用者の安全を確保するための防災整備として、スプリンクラーなどを12施設に対し設置するための補助金を交付しました。

地域の元気推進事業では、地域での高齢者の見守り事業を支援しました。また、21世紀市民ゆめづくり計画支援事業では、地域交流拠点施設を核とした高齢者支援事業を支援しています。

#### A. 相談しやすい(相談窓口の充実)

福祉サービスの利用は、多くの場合、サービスを必要としている人がだれかに相談することから始まります。市民アンケート調査では「もっと身近で気軽に相談できる場や窓口があれば良いのに」といった意

見もあり、利用しやすい福祉サービスを確保するためには、市民のだれもが相談しやすい相談窓口を充実させなければなりません。

このため、市民が日常生活を営む生活圏域内に相談窓口を充実させるとともに、保健、医療、介護、福祉のサービスについて総合的に相談できる窓口を充実する一方、福祉の窓口として分りやすく表示し周知を図ることが必要です。

## 1) 身近な相談窓口の充実

### <基本方針>

だれもが相談しやすい身近な窓口として、福祉サービスの相談窓口が市民の生活圏域内に必要であるとともに、日頃から交流があり、緊急な対応ができ、福祉サービスにつなぐことができる身近な相談相手を増やしていくことが必要です。

このため、関係機関や福祉施設、医療機関による出張相談などの実施を進めるとともに、民生委員・児童委員や福祉活動員をはじめとした地域役員や福祉団体・市民団体などが地域住民の身近な相談窓口、相談相手になるような活動を進めます。

### ★市の取り組み★

- 地区公民館と関係部署の連絡を密にし、連携を強化します。
- 地域や企業などに対して福祉サービスや相談窓口の周知活動を行います。
- 福祉サービスに関する「手引き」やパンフレットをつくり、民生委員・児童委員や福祉活動員などに配布します。
- 出前講座の利用を呼び掛けるとともに、積極的に地域の各種会合に出席し、情報提供を行います。
- 地域や団体からの相談を、関係機関や福祉施設などの福祉サービスにつなぐ仕組みを整えます。
- 市の全般的な相談を受ける窓口のPRに努めます。
- \*生活困窮者自立支援制度の対象者については、生活保護の担当部署や関連部署と連携し、伊万里市生活自立支援センター(社会福祉協議会)に繋げ、さまざまな角度から支援します。また、生活困窮

者の早期発見については、民生委員・児童委員をはじめとして地域の支援員等の協力を得ながら対応を検討していきます。

- \*隣保館では、地域住民の生活上の悩み事を発掘するとともに、生活困窮者自立支援事業で連携する関係機関とのネットワークを活かして伴走継続型（自立に必要な準備を行いながら、段階的に支援を行うこと）の支援を行います。

#### ★\*社会福祉協議会の取り組み★

- 相談窓口のPRを充実します。
- 住民の身近な相談役である福祉活動員の育成を図ります。
- 心配ごと相談である「ふれあい相談所」の間口を広げ、誰もが相談しやすい環境・体制を構築します。
- 生活困窮者の自立促進に向けた総合支援を行う「伊万里市生活自立支援センター」を運営します。

#### 市民や地域には

相談窓口を活用して必要な福祉サービスを十分に利用するために、日頃から民生委員・児童委員や福祉活動員などをはじめとする地域の身近な人に相談できるような関係を築くことが期待されます。自分の周りに困っている人がいたら、紹介できる相談窓口を自分自身が知っておくことが必要です。

#### ○生活困窮者自立支援制度は

経済的に困窮し、最低限度の生活ができなくなるおそれのある人に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的としています。

伊万里市生活自立支援センター(社会福祉協議会内) TEL22 - 3931

### ○社会福祉協議会(社協)とは

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和26年(1951年)に制定された社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)に基づき、設置されています。

地域に暮らすみなさんや民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人などの社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動をおこなっています。

#### 伊万里市社協の主な取り組み

- ・総合相談窓口の設置
- ・生活自立支援センターの運営
- ・福祉サービス利用援助事業
- ・生活福祉資金貸付事業
- ・地域の福祉活動の拠点づくり(地区社会福祉協議会の活動支援)
- ・福祉活動員(285人)設置及び研修会事業
- ・地域の様々な社会資源とのネットワーク化
- ・高齢者が気軽に集える「サロン活動」
- ・ボランティアセンター(ボランティア活動に関する相談・支援や活動先の紹介)の運営
- ・小中高校における福祉教育の支援
- ・車椅子・介護用ベッドの無料貸出
- ・老人福祉センターの運営
- ・共同募金運動、日本赤十字事業への協力 など

### ○隣保館とは

社会福祉法に基づき設置された、地域における福祉の向上と人権啓発のためのコミュニティセンターです。「福祉と人権のまちづくり」の実現をめざした活動を行っています。

伊万里市隣保館 Tel29 - 2088

## 2) 保健、医療、介護、福祉サービスの窓口の充実

### <基本方針>

現在の保健、医療、介護、福祉のサービスは、それぞれ関係が深いにもかかわらず、関係法令が異なるため、窓口となる機関が分かれ、また、サービス内容も異なることから、いわゆる縦割りの対応になりがちであり、利用者にとって非効率で不便なサービスとなることがあります。

このため、福祉施設、医療機関、関係機関やNPO法人などの連携により、保健、医療、介護、福祉のサービスを把握し、総合的で効率的なサービスの提供に結びつける窓口の整備を進めます。

### ★市の取り組み★

- \*地域包括支援センターと\*障害者生活支援センターは連絡を密にし、連携を強化します。
- 地域包括支援センターでは、高齢者の総合相談窓口として、必要に応じて、医療、介護、住宅、福祉、保健の関係機関と連携した支援を行います。また、\*在宅介護支援センターでは、市の相談窓口や各事業所との連絡調整などの支援を行います。
- \*子育て世代包括支援センター（健康づくり課）では、母子健康手帳交付時に保健師が面談し、必要に応じて継続した相談を行います。母乳育児相談や育児学級を開催し、具体的で細やかなサービスを提供します。また、子育て支援機関や医療機関などの関係機関と連携しながら、切れ目のない支援を行います。

### ★社会福祉協議会の取り組み★

- 福祉施設や関係機関などの相談受付担当者との連携を強化し、連絡・調整がスムーズに行えるようネットワークを構築します。
- 福祉サービスに関する相談や困難事例解決のために、市の実務担当者会議を活用します。

### **市民や地域には**

どのようなサービスがあるかを理解して、周りに支援を必要とする人がいる場合は関係機関などにつないで、サービスの利用を勧めることが期待されます。

○地域包括支援センターは

地域で暮らす高齢者のために、介護・福祉・健康・医療などの相談や問題に対応する、総合相談窓口です。

市役所 長寿社会課内 TEL23 - 2155

○在宅介護支援センターは

地域の高齢者やその家族からの相談に応じ、関係機関や事業所との連絡調整を行う窓口です。

長生園（大坪・立花・大川内） TEL22 - 3115

敬愛園（牧島・黒川・波多津・南波多の一部） TEL27 - 2135

謙仁会（伊万里・二里） TEL24 - 9388

ユートピア（大川・松浦・南波多の一部） TEL20 - 8008

西光苑（東山代・山代） TEL28 - 4878

○障害者生活支援センターは

障害のある人やその家族からの相談に応じ、必要なサービスの情報や手続の支援、訪問による相談支援などの必要な援助を行う窓口です。

市民交流プラザ内 TEL23 - 3512

○子育て世代包括支援センターは

保健師が妊娠・出産・育児に関する相談を聞き、母子保健サービスの案内や子育て情報の提供など、安心して子育てに取り組めるよう、妊娠中から小学校入学前までの子育てを応援する窓口です。

健康づくり課 TEL22 - 3916

### 3) 窓口の明確化

#### <基本方針>

保健、医療、介護、福祉サービスの窓口となる機関や担当課は、密接に関連しながら分かれており、利用者にとって区別がつきにくく、適切な窓口がわかりにくいことがあります。

このため、関係機関、福祉施設などの各種窓口について、それぞれ担当する内容の周知に努めるとともに、利用者にわかりやすい窓口の配置等を進めます。

#### ★市の取り組み★

- 広報誌やホームページ等で各窓口の取り扱い内容等を紹介します。
- 市の施設や市内事業所などにおいても、窓口紹介チラシ等の掲示や配布を進めます。
- 庁舎内の配置や表示など、わかりやすい窓口づくりを進めます。

#### ★社会福祉協議会の取り組み★

- 掲示板や広報誌、ホームページなどを通じ、業務内容の周知に努めます。

#### 市民や地域には

広報誌やホームページなどを活用して、サービスの窓口情報を得ることが期待されます。



## B. サービス情報を入手しやすい（サービス情報の提供体制の整備）

福祉サービスを利用したい市民を的確な相談や迅速なサービス開始につなぐためには、市民のだれもがサービスの内容や対象者、要件、相談窓口などに関する情報を容易に入手できる仕組みが必要です。

市民アンケート調査では福祉情報の入手先は「市の広報誌やパンフレットが減っており、「市のホームページ」からという回答が増えています。ここ最近のインターネットの普及や閲覧できる環境が整ってきたことから、情報を入手する手段が変わってきていることが分かります。

このため、市民に福祉サービスについての情報を提供する手法を拡充するとともに、福祉情報の提供ができる身近な情報源を市民の生活圏域内に充実させる必要があります。

### 1) 情報提供手法の充実

#### <基本方針>

サービス情報をより多くの市民の手元に届けるためには、多様な手法で情報提供を行う必要があります。また、情報提供の手法については、視覚や聴覚に障害のある人などにも配慮する必要があります。

このため、関係機関、福祉施設、医療機関などのサービス提供者による多様な手段や媒体を用いた情報提供を充実させます。

#### ★市の取り組み★

- 広報誌やホームページにより、機会あるごとに制度を紹介します。
- 「暮らしの便利帳」の充実に努めます。
- わかりやすいパンフレットやチラシなどを作成し、配布します。
- ボランティア団体による市広報誌などの音訳、点訳を支援します。
- 市内のサービス情報の一元化、ネットワーク化を進めます。
- 市民が自由に情報を活用するため、市民図書館などで資料や情報を収集し、整備します。
- 色使いに配慮するとともに、「読み上げソフト」に対応したホームページづくりに取り組みます。

★社会福祉協議会の取り組み★

- 情報が一人でも多くの人に伝わるよう、広報誌やホームページ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス：インターネットを利用したコミュニケーションサービス）などを充実し、伝達経路の確立と情報バリアフリーを目指します。
- 新聞・テレビ・ラジオなどのマスメディアを有効に活用します。

**市民や地域には**

広報誌やホームページなどを利用して、福祉サービス情報を入手するとともに、高齢者や障害のある人など情報を収集することが困難と思われる人にも分かる方法で伝え、地域で情報を共有することが大切となります。

## 2) 身近な情報源の充実

### <基本方針>

市民が必要な福祉サービスの情報を入手し、迅速なサービス提供を受けるためには、福祉サービスの情報が入手できる情報源が市民の身近なところにあることが必要です。

このため、生活圏域内にある福祉施設や医療機関を含めた公共施設等を情報提供の拠点として活用するとともに、各種団体や地域の役員などへの情報提供を積極的に行い、市民に身近な情報源として充実を図ります。

### ★市の取り組み★

- 地区公民館、老人憩の家、小中学校、図書館、隣保館など地域にある市の施設について、情報提供の拠点としての活用を推進します。
- 地域役員・団体などに対する制度説明会などを十分に行います。
- 福祉サービスに関する「手引き」やパンフレットをつくり、民生委員・児童委員などに配布し、役員会などで活用し共通認識を図ります。

### ★社会福祉協議会の取り組み★

- 地域で民生委員・児童委員、福祉活動員、\*地区社会福祉協議会、行政区の地域役員・団体等を対象に、福祉に関する研修会を開催します。
- 地域福祉活動に関する情報を地区公民館などに提供します。

### **市民や地域には**

福祉サービスの情報を得るために地区公民館などを活用するとともに、身近な地区役員などに相談して情報を得ることが期待されます。

○地区社会福祉協議会は

住民一人ひとりが社会福祉に参加して、地域の中で助け合いの心を育てていくための組織です。構成メンバーは、区長、民生委員・児童委員、福祉活動員等で、地域住民の生活上のいろいろな問題や課題について話し合い、問題解決のための活動や福祉の機運を高める活動を行います。現在、市内 13 地区（公民館）に設置され、それぞれの地域の実情に合わせた福祉活動を展開しています。

## C. 適正なサービスを受けられる(適正なサービスの確保)

サービス利用にあたって、不公平が生じたり、不当な扱いや誤った扱い、必要以上に過剰なサービスを受けることがないように、また、必要に応じて高度なサービスに円滑に移行できるなど、利用者が必要なサービスを、過不足なく適正に受けるための仕組みが必要です。

このため、市民団体やボランティアなどが提供するサービスを、福祉施設や医療機関など専門機関のサービスと連携させるとともに、サービス利用者の権利を守る仕組みづくりを構築する必要があります。また、適正なサービスの利用につながる利用者の意識付けが必要です。

### 1) 福祉施設、医療機関など専門機関のサービスとの連携

#### <基本方針>

最初の相談窓口となる市民団体、ボランティアなどはサービスの専門家ではないことが多いため、専門的な技術やノウハウに裏付けられた適正なサービスを提供できる体制が必要です。

このため、地域にある福祉施設や医療機関など、専門の技術やノウハウを持った専門機関と地域住民や団体などが日頃から連携したサービス提供体制の構築を進めます。

#### ★市の取り組み★

○地域の関係機関で構成するコミュニティケア会議(地域ケア会議)では、研修会などを通じ、顔の見える関係づくりにつとめています。また地域ケア個別会議では、在宅の要介護認定の重い個別ケース等に対応するために各専門の関係機関が集まり、支援内容の検討などを行います。

○適正な福祉サービスを提供するために、計画相談支援事業所と連携し、利用者に分かりやすい説明を行います。

#### ★社会福祉協議会の取り組み★

○地域にある福祉施設や医療機関など専門機関の情報収集と、情報提供体制の充実を図ります。

**市民や地域には**

利用者自身が、サービスの内容をより深く知ることで、本当に必要なサービスの提供を受けることが可能になります。

## 2) 権利擁護事業の推進

### <基本方針>

心身の障害や認知症などにより自分自身で適切なサービスの選択が困難な場合や、サービスを提供できる事業者が少なくサービス提供側の立場が優位になる場合など、利用者にとって不利な条件となる場合があることが考えられます。

このため、サービス利用者の権利を守り適正なサービスを確保するための制度上の仕組みとして、契約締結などにおいて正当な代理人となる\*成年後見制度や\*福祉サービス利用援助事業（あんしんサポート）の周知と利用促進を図ります。

### ★市の取り組み★

- 福祉サービス利用援助事業の市民への周知と利用促進を図ります。
- 福祉サービスに関する苦情相談を積極的に受け付け、該当施設・事所等に対し指導などを行います。
- 福祉事業者に対し、苦情相談窓口の整備およびサービス利用者への周知を促します。
- 関係機関と連携し、虐待など権利侵害についての正しい理解の促進を図ります。
- 市民に適切な情報を提供するため、市民図書館などを活用し関係する資料を収集します。
- ホームページやガイドブックなどで、成年後見制度利用支援事業の周知を行います。

### ★社会福祉協議会の取り組み★

- 福祉サービス利用援助事業を適正に推進します。
- 県社会福祉協議会の福祉サービス運営適正化委員会との連携により、困難ケースの解決を図ります。
- 苦情受付担当者の質の向上を図ります。
- 第三者委員を交え、苦情受付、処理の窓口を適切に運用します。
- 法人による成年後見制度の検討。

市民や地域には

成年後見制度や福祉サービス利用援助事業を理解し、必要とする人は市や社会福祉協議会の相談窓口を通して利用することが期待されます。

○成年後見制度は

認知症、知的・精神障害などの理由により、判断能力が不十分な人に代わり、家庭裁判所が選任した後見人などが財産管理や身上監護を行い、本人が安心して生活できるよう保護、支援する制度です。

○福祉サービス利用援助事業（あんしんサポート）は

認知症高齢者、知的・精神障害者など、判断能力が不十分な人が、自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを行う事業です。

社会福祉協議会 TEL22 - 3931



### 3) 適正な利用者意識の醸成

#### <基本方針>

福祉サービスについての正しい知識がなければ、必要なサービスを十分に受けられないおそれがあります。また、過大な支援を受けることや不適正に利用することは、制度に対する市民の不信を招くとともに、制度自体の維持を困難にするおそれがあります。

このため、サービス利用者における、福祉サービスについての正しい知識や認識に基づき、真に利用者の福祉を向上させる適正なサービス利用につながる意識の醸成に努めます。

#### ★市の取り組み★

- サービス利用者に対するサービスの内容や目的について説明を徹底します。
- 常に制度の適正な運営に努めます。

#### ★社会福祉協議会の取り組み★

- 各種福祉制度や福祉サービスについて広報・啓発・福祉教育に取り組みます。

#### 市民や地域には

福祉サービスを正しく理解し、適正に福祉サービスを利用する意識を持つことが期待されます。

## D. 見守ってもらえる（見守りの仕組みづくり）

相談窓口に相談に来た人しか福祉サービスを利用できないのでは、動けなくなったひとり暮らしの高齢者など、窓口に行くことができない状況にある人はサービスを受けることができません。また、相談に行けない状況にある人こそが、緊急にサービスを必要としていることが多いと考えられます。市民アンケート調査では、困ったことは相談したり、助け合う近所づきあいが望ましいとの意見が多数を占めています。

このため、行政による訪問調査などに加えて、近隣の住民同士がお互いに見守り、支援が必要な状態になったときに福祉サービスにつないでいくことのできる仕組みが必要であるとともに、高齢者や障害者、子どもなどが、日頃から気軽に立ち寄ることができ、異常があれば気付いてもらうことができる「ふれあいの場」が必要です。

### 1) 見守りのネットワークづくり

#### <基本方針>

ひとり暮らし高齢者の孤独死や子どもの虐待、DV（ドメスティックバイオレンス＝配偶者による暴力）などは、地域から孤立した家庭のなかで発生することが多いと思われるため、日頃から、地域の目で見守り、支援が必要な状態に気付いてもらうことができる仕組みを構築しておくことが不可欠です。

このため、市民団体や地域団体などが実施する各種交流事業により住民同士の交流を深め、助けあいの下地づくりを進めるとともに、地域役員・団体などを中心に、隣り近所による見守りや助けあいのネットワークづくりを進め、地域の福祉施設などとの連携により、住民同士の見守りや助けあいのネットワークを専門的なサービスにつなげていく仕組みづくりを進めます。

**★市の取り組み★**

- 地域住民による地区まちづくり運営協議会や地区社会福祉協議会の活動を支援します。
- 地域の元気推進事業を活用した地域の高齢者支援事業を支援していきます。
- 隣保館では、あいさつ・声かけ巡回訪問を定期的に行い、ひとり暮らし高齢者の安否を確認するとともに「りんぽかん脳トレ宅配便」を活用して認知症予防を支援します。

**★社会福祉協議会の取り組み★**

- 地域で支援が必要な人の把握と支援体制を構築するため、地区社会福祉協議会の活動を支援します。

**市民や地域には**

DVや虐待などが疑われる時は、相談窓口や関係機関に連絡するとともに、隣り近所で気軽に声を掛け合い、お互いに見守り、助けあう機運を高めることが重要となります。

## 2) ふれあいの場づくり

### <基本方針>

高齢者や障害者、子育て中の母親などが、地域から孤立してしまうと、支援の必要な状態に陥っても気付いてもらうことができず、対応が遅れ、状態が悪化してしまうおそれがあります。

このため、地域住民のだれもが日頃から気軽に立ち寄ることができ、支援の必要な状態に気付いてもらうことができるふれあいの場づくりを進める必要があります。

### ★市の取り組み★

- \*地域共生ステーションとして地域福祉活動の拠点となる、ぬくもいホーム(小学校区単位に1か所)の設置を推進します。
- \*ふれあいいきいきサロンなど、地域住民のふれあいの場として、自治公民館の活用を促進します。

### ★社会福祉協議会の取り組み★

- 地域で開催されるふれあい交流事業を推進します。
- 日常生活上の見守りや相談・情報交換の場として、ふれあいいきいきサロン活動を支援します。
- 小地域での、住民のふれあいの場づくりを支援します。

### 市民や地域には

お互いに声を掛け合い地域の交流の場に参加し、ふれあいを通じて不安解消につながることを期待されます。

○地域共生ステーションは

・ぬくもいホーム

子どもから高齢者まで、年齢を問わず、また障害の有無に関わらず、誰もが地域で安心して生活することができるよう福祉サービスを提供する施設です。

・宅老所

高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、介護保険サービスなどの範囲では手の届かない人にも、きめ細かく対応した福祉サービスを提供する施設です。

○ふれあいいいききサロンは

自治公民館などを利用して、地域住民やご近所との交流を通じて、高齢者の生きがいつくりや情報交換・安否確認を行う場です。

## 2. みんなで参加する地域福祉活動の充実

### (市民による地域福祉活動の充実)

#### ■これまでの取り組みや課題■

まちづくりの取り組みとして、市民活動団体の活動拠点である市民活動支援センター(市民交流プラザ)の管理、運営を行い、市民活動を支援しています。最近では登録団体が横ばいのため、新たな団体の掘り起しが課題となっています。また、地域の元気推進事業では、地区まちづくり運営協議会による地域の課題を解決する活動を支援しています。

市民が集う図書館では、会議室などのスペースを市民団体に開放して、活動の拠点づくりを支援しています。また地域資料の収集・提供に合わせて、福祉活動に関する情報も紹介しています。しかし、市民のニーズに合った情報が十分に集められておらず、的確に提供できていない状況があります。

また公民館は、ふれあい給食などの民生委員の活動の場として活用されています。伊万里塾事業において、地区社協と協力し、ひとり暮らしの方との交流会や出前講座での学習を実践している公民館もあります。

福祉の窓口では、市内の福祉作業所の情報を掲示し、実際に作業所で制作された品物を展示しています。就労を通して地域で活躍する場を紹介し、実際に品物を手にとってもらうことで、認識を深めるきっかけづくりにつとめています。

#### A. 活動の情報を得やすい(情報発信の場づくり)

市民アンケート調査などから、多くの市民が地域の様々な活動に参加しており、その内容は高齢者支援やまちづくり、環境、青少年育成、健康づくりといった幅広いものとなっていることがわかりました。

このため、こうした活動に今後も積極的な参加を促すためにも、地域福祉活動を行っている団体が情報発信できる場づくりを進めるとともに、地域に活動の情報拠点を整備する必要があります。

## 1) 活動情報の発信の場の充実

### <基本方針>

既存の地域福祉活動への市民の参加を促進するためには、活動の目的、日時や場所、実施内容、参加方法などについて詳しい情報をだれもが容易に入手できることが重要です。

このため、市民団体、地域団体、一般企業などは、各種広報誌や公共施設への掲示などにより、自らの活動について積極的に情報を発信し参加者を募るとともに、他の団体に対しても活動情報の発信の場の提供を進めます。

### ★市の取り組み★

- 市民センター、市民図書館、地区公民館、隣保館などに市民の地域福祉活動を紹介するコーナーなどの設置を進めます。また図書館で収集した地域福祉活動に関する資料を市内のイベント等に関連づけて紹介します。
- 広報誌、ホームページ、CATV（有線によるテレビ放送網）、公民館報、図書館の掲示コーナーなどにより、地域福祉活動の紹介を進めます。
- 引き続き、市民活動団体の活動拠点である\*市民活動支援センターの管理・運営を行い、市民活動を支援します。また、市民ネットワーク「いまり」の新たな加入団体を増やし、市民活動が活発になるよう団体間の連携を強め、側面支援を行います。

### ★社会福祉協議会の取り組み★

- ボランティア活動を支援できるよう相談窓口の充実を図ります。
- ボランティア活動に役立つ情報を提供します。
- ボランティア活動を支援するとともに、広報誌やホームページなどで市民へ紹介します。

### 市民や地域には

広報誌やホームページ、公民館報などから地域の情報を収集し、自分に合った活動に積極的に参加することが期待されます。

○市民活動支援センターは

気軽にボランティア活動をはじめとする各種市民活動に参加するきっかけづくりや、市民活動のネットワーク拡大など、市民活動のサポート拠点となることを目指した施設です。

伊万里市民交流プラザ内 電話 23-2198



## 2) 活動情報の集積拠点の確保

### <基本方針>

地域福祉活動を活発化していくためには、地域福祉活動への参加を希望する市民が自由に訪れ、既存の活動について情報を得られ、参加のきっかけをつかむことができる場が必要です。

このため、地域福祉活動への参加を希望する市民が、地域の活動について情報を容易に得ることができる情報拠点の確保を進めます。

### ★市の取り組み★

- 地域共生ステーションとして地域福祉の拠点となる、ぬくもいホームや宅老所の設置を推進します。
- 地区公民館や老人憩の家、小中学校、市民図書館、隣保館などの市の施設について、地域の活動情報の集積拠点として活用を進めます。
- 市民活動団体の活動拠点である市民活動支援センターの管理・運営を行い、市民活動を支援します。
- 老人憩いの家において、地域の高齢者の活動の支援を行います。

### ★社会福祉協議会の取り組み★

- ボランティア活動を広げるために、ボランティアアドバイザーを養成します。
- ボランティアに関する情報を提供するために、いまりし社協だよりやボランティア情報紙などの広報誌や掲示板を活用します。
- 事業所の掲示板などを活用した情報提供に努めます。

### 市民や地域には

社会福祉協議会のボランティアセンターや地区公民館などの情報拠点を活用し、ボランティアや地域の活動情報を得ることが期待されます。

## B. 参加する場・機会がある(参加の場・機会づくり)

市民アンケート調査では、多数の人が何らかの地域活動に参加していると回答しています。しかしながら、活動への参加を希望する市民が多数いても、参加の受け皿になる団体がなかったり、団体があっても新たに参加しにくい状況であれば、活動への参加は困難になります。

このため、NPO法人、ボランティア団体の活動を促進するとともに、既存の地域団体の活動を充実させ、各種団体が活動を行う拠点の整備、各種活動への新たな人材の参加の促進、参加しやすい活動の創出が必要です。

### 1) NPO法人、ボランティア団体の運営の支援

#### <基本方針>

NPO法人やボランティア団体は、市民による地域福祉サービスの主要な担い手となるとともに、活動内容や目的がわかりやすく参加の動機付けがしやすいため、市民による地域福祉活動の受け皿として重要な役割を果たすことが期待されます。

このため、新たなNPO法人やボランティア団体の設立に向け、情報提供や助言を行うとともに、設立後の活動を支援します。

#### ★市の取り組み★

- 既存市民団体のNPO法人化など、新たなNPO法人の設立に向け、情報提供や助言を行います。
- 市民活動団体の活動拠点である市民活動支援センターの管理・運営を行い、ボランティアなど市民活動を支援します。

#### ★社会福祉協議会の取り組み★

- ボランティア活動団体等の立ち上げ、設立後の活動を支援するため、相談支援体制を充実します。
- ボランティア同士の交流・情報交換の場や質の向上の機会を提供します。

市民や地域には

社会福祉協議会のボランティアセンターや、市民活動支援センターを利用するなどしてボランティアに関する情報を得て、活動に参加することが期待されます。また、市民団体やボランティア団体などは※市民ネットワーク「いまり」との連携を図り、幅広い活動に広げることが期待されます。

○市民ネットワーク「いまり」は

平成20年11月に設立され、伊万里市民交流プラザを拠点に、市内の市民活動団体のネットワーク化により、人・情報等の交流を通じ、地域の活性化を図ることを目的としています。

事務局 伊万里市民交流プラザ内 電話 23-2198

## 2) 市民団体・地域団体の活動の充実

### <基本方針>

市内には既存の市民団体・地域団体があり各種活動を行っていますが、活動内容が停滞している現状を抱えていたり、参加者の高齢化が進むとともに比較的若い世代の参加者が少なくなっており、参加者全体の数が減少している状況にあります。

このため、既存の市民団体や地域団体において、市民を広く受け入れることができる新たな活動を創出するとともに、若い世代の参加者を引き込める魅力ある活動の実施に努めます。

### ★市の取り組み★

- 既存の団体に取り組む新たな活動について、情報提供や助言などを行います。
- 市民活動団体の相互連携と活動の活性化を図る市民ネットワーク「いまり」の活動を支援します。

### ★社会福祉協議会の取り組み★

- 近所付き合いの希薄化や地域力の低下などを防ぐために、地域の人材を発掘し、地域福祉活動のリーダーを養成します。
- 地域における市民の福祉活動を支援します。

### **市民や地域には**

市民団体や地域団体の活動内容を知り、知識や経験を活かして活動に参加することが期待されます。また、各団体も現状に合った新たな目標を持って活動することで、幅広い活動につながることを期待されます。

### 3) 地域住民の活動拠点の確保

#### <基本方針>

地域住民の活動の中心となる地域団体が活動を進めるにあたり、連絡事項の伝達や参加者の把握、調整の機能を代表者などの個人が行うことが多いため、連絡が行き届かないことや手間がかかることから活動を拡げて行くことができない事態になることがあります。

このため、地域団体の行う活動の連絡調整を円滑にするなど、地域住民の活動を支える拠点の確保を進めます。

#### ★市の取り組み★

- 地区公民館や老人憩の家、小中学校、市民図書館、隣保館などの施設を活用し、地域住民の活動拠点の確保を支援します。
- 市民活動団体の活動拠点である市民活動支援センターの管理・運営を行い、市民活動を支援します。
- 老人憩いの家の活用を周知し、高齢者の生きがいつくり、仲間づくりなどの活動を支援します。
- 図書館では、市民団体への働きかけを行うとともに、すでに活動している人への情報発信を進め、活動の拠点として認識してもらいます。

#### ★社会福祉協議会の取り組み★

- 地区社会福祉協議会を通じて、地域住民や各種団体のネットワーク化に努めます。
- 地区社会福祉協議会を通じて、住民福祉活動のコーディネート機能を強化します。

#### **市民や地域には**

地区公民館をはじめとする地域住民の活動拠点を活用し、活動を活発化させることが期待されます。

#### 4) 新たな人材の参加促進

##### <基本方針>

既存の市民団体には活動が停滞している現状を抱えた団体もあり、団体に新たな知恵や力をもたらす活力を与える新たな人材の参加が必要です。

このため、既存の団体などの活動状況をPRしながら参加者の募集を進めるとともに、新たな人材の勧誘を進めます。特に今後の活動の主力となることが期待される「団塊の世代」について、活動への参加を呼び掛けます。

##### ★市の取り組み★

- 広報誌やホームページ、また市の施設などにおいて、活動のPRや参加者募集の場の提供に努めます。
- 既存の団体に対し、活動のPRや参加者募集の場を提供します。

##### ★社会福祉協議会の取り組み★

- 社会福祉協議会に、ボランティア登録されている方の活動を促進し、地域での活動や助けあい活動の活性化を図ります。
- 市民活動やボランティア活動の種類・領域を広げ、参加や能力を発揮する機会を提供します。
- ボランティア活動や小地域での助けあい活動について情報を提供します。

##### **市民や地域には**

地域活動の活性化のための新たな人材として、自ら持つ知識や経験を活かして活動に参加することが大切となります。

## 5) 無理なく楽しく参加できる活動の推進

### <基本方針>

地域福祉活動に参加することで自分の生活に過大な負担がかかるのでは、活動の持続は困難です。

このため、少しの空き時間などを利用して参加できるボランティア活動などを実施し、身近な地域福祉活動のメニューを用意することにより参加者の拡大を図り、一部の参加者に負担が集中しない活動に努めます。

### ★市の取り組み★

- 地域福祉活動の中心となる地区社会福祉協議会の活動を支援するため、社会福祉協議会との連携を図ります。
- 市民活動団体の活動拠点である市民活動支援センターの管理・運営を行い、市民活動を支援します。

### ★社会福祉協議会の取り組み★

- 地域住民が地域社会の一員として楽しく無理なく参加できる地域福祉活動やボランティア活動を開発します。
- ボランティア活動や助けあい活動の情報提供やニーズとサービスを調整する仕組みをつくります。

### **市民や地域には**

地域で必要なボランティアが何かを知り、多くの人が可能な範囲で活動に参加することが期待されます。

## C. 参加に必要な技術・ノウハウを得られる（人材の育成）

市民が参加するボランティア活動には、特定の技術が必要なものととともに、活動の役に立つ知識やノウハウを得ることで、活動が充実し参加者本人の満足度を高め、持続的な活動につなげることができます。

また、活動の継承者を育成するためには、正しい技術とリーダーとしての知識を習得することが必要です。

このため、ボランティア活動についての講習会やリーダー研修会をはじめ、手話や車椅子の操作といった実践に必要な技術の講習など、充実したボランティア活動の実施と継続につながる研修を行う必要があります。

### 1) ボランティア意識の醸成

#### <基本方針>

ボランティア活動は、参加しやすい気軽さがある反面、責任が薄く個人の資質や意欲に負う部分が多い活動です。また、活動を持続的に発展させていくためには、ボランティアとしての気構えや活動内容を適切に後進に伝えていくことが重要です。

このため、市民団体やボランティア団体等では、市民のボランティアに対する意識を向上させるため、活動への参加者や一般市民に対するボランティア研修やリーダー研修などの実施を進めます。

#### ★市の取り組み★

○生涯学習センターや地区公民館、市民図書館、市民センターなどで各種講習会や研修会を継続的に開催します。

#### ★社会福祉協議会の取り組み★

○ボランティアの経験に合わせた講座を開催します。

○化粧、点訳、手話、音訳など、技術ボランティアの人材育成を支援します。

○ボランティアリーダー、ボランティアアドバイザーの養成に努めます。

○企業ボランティアの育成を支援します。



**市民や地域には**

地域にある課題に関心を持ち、ボランティアの養成講座や研修会に参加することが望まれます。

## 2) 実践的な技能習得の機会提供

### <基本方針>

ボランティア活動については、何をすればいいのか分からないことや、やり方がわからないことが参加に踏み切れない理由のひとつにあげられます。また、実際に活動を行なう際にも、様々な基礎知識や技術を修得しておくことが充実した活動につながることは明らかです。

このため、市民団体やボランティア団体は、参加者の確保と質の向上を図るため、参加者の知識や技術を向上させる研修会を開くとともに、興味を持って研修会に参加した市民に対する勧誘を進めます。

### ★市の取り組み★

- 生涯学習センターや地区公民館、市民図書館、市民センターで、市民活動に活用できる知識や技術の研修会を開催します。
- 伊万里塾など、各地域のまちづくりにつながる学習活動や実践活動を支援します。
- 市民図書館などで技術習得のための資料、情報を収集し提供します。

### ★社会福祉協議会の取り組み★

- 全市的なボランティアの養成講座に加え、地域単位での講座を推進します。
- 技術ボランティア、生活支援ボランティアなど、市民のニーズに即した講座を推進します。
- 小地域でニーズを発見する視点を養成する講座を開催します。

### **市民や地域には**

ボランティアに関心を持ち、実践的な研修会や活動に積極的に参加することが望まれます。

## D. 地域の福祉ニーズを知り対応できる

### (地域の福祉ニーズの把握・対応)

市民アンケート調査において、隣り近所の困っている人を手助けするきっかけとして、「本人から助けを求められたら」としている人が6割以上を占めています。

地域住民による地域福祉活動を進めるためには、まず、地域の住民自身が、自分の周囲に助けを求めている人がいることを知る必要があります。知ることが理解につながり理解することが支援することにつながっていくこととなります。また、その福祉ニーズに対し、住民がそれぞれ自分の提供できるものを持ち寄って対応していく必要があります。

このため、住民同士の意見交換の機会の創設や福祉情報が集積され、住民の活動につなげていく仕組みや拠点など、地域住民が福祉ニーズに関する情報を入手し対応するための場を創出することが必要です。

#### 1) 地域住民による意見交換の機会づくり

##### <基本方針>

地域住民の持つ福祉ニーズについては、ひとり暮らし高齢者の見守りや子どもの登下校時の安全確保など、周辺住民の善意と労力が活用できれば安心・安全がさらに高まるものも少なくありません。

このため、地域の各種会合の際など、地域住民の持つ福祉ニーズの情報を提供し解決に向けた対応について、地域住民同士で意見交換する機会の創出に努めます。

##### ★市の取り組み★

- 地域役員などに対し、意見交換の進め方の提案や会議に必要な情報の提供などの支援を行います。
- \*地域の元気推進事業により、地域の課題を話し合う地区まちづくり運営協議会の活動を支援します。

★社会福祉協議会の取り組み★

- 地域座談会や小地域の行事、会合など、住民が寄り合い、話し合う機会や場などに積極的に出向き、住民ニーズの把握に努めます。

**市民や地域には**

身近な地域の課題を理解し地域のニーズを把握することで、その解決方法について話し合うことが大切となります。

○地域の元気推進事業は

「伊万里市民が主役のまちづくり条例」に謳う市民と行政との協働の理念のもとに、地区公民館を単位として、地域の身近な課題は地域の特性を活かし、地域住民自らの手で解決する自主的・自立的な地域づくりを推進することを目的にしています。

担当課 まちづくり課 電話 23-2114

## 2) 地域役員・団体の連携の推進

### <基本方針>

地域住民の活動は、地域役員や地域団体によるものが中心であるとともに、それぞれ年齢層や性別の違いなどにより持っている能力や情報が異なっているため、地域住民により地域の課題を把握し対応していくためには、地域役員や団体それぞれの持つ能力や情報を集約する必要があります。

このため、地域の各種役員や団体は、他の役員や団体との連携に努め、地域の福祉課題を把握し対応を進めます。

### ★市の取り組み★

- 地域役員と地域団体との意見交換の場づくりを進めます。
- 地域の元気推進事業により、地域の連携をより深めるため、地区まちづくり運営協議会の活動を支援します。

### ★社会福祉協議会の取り組み★

- 地域における各種団体のネットワーク化を支援します。
- 地域住民の活動の中心となる地域役員と地域団体との意見交換の場づくりを進めます。

### **市民や地域には**

地域役員や団体同士がお互いの活動に関心を持ち、活動に対して意見交換を行いながら連携していくことが重要となります。

### 3) 地域の福祉ニーズ情報の集積拠点の確保

#### <基本方針>

地域住民の持つ福祉ニーズのなかには、地域住民の善意と労力の活用により容易に解決できるものがあり、善意と労力を持った住民が地域の福祉ニーズ情報に触れることができる場を確保する必要があります。

このため、地域において、福祉ニーズの情報が集積され、住民の地域福祉活動につなげるための拠点の確保に努めます。

#### ★市の取り組み★

- 地区公民館や老人憩の家、小中学校、市民図書館、隣保館などの市の施設について、地域の福祉ニーズ情報の集積拠点として活用を進めます。老人憩の家では、相談業務に対応できるように福祉ニーズの収集に努めます。図書館においては、地域福祉の情報を収集していることを広くお知らせし、今後も情報の活用と収集に努めます。
- 市民活動団体の活動拠点である市民活動支援センターの管理・運営を行い、市民活動を支援します。
- 地域共生ステーションとして地域福祉の拠点となる、ぬくもいホームや宅老所の設置を推進します。

#### ★社会福祉協議会の取り組み★

- 民生委員・児童委員、福祉活動員からの情報やふれあい相談窓口を通じ、社会資源、住民ニーズに関する情報の収集・整理・集積に努めます。
- 公共施設・福祉施設などに、ご意見・相談箱などを設置し、福祉ニーズの収集に努めます。

#### **市民や地域には**

地域の福祉ニーズについて話し合うため地区公民館などを活用して、解決方法を探ることが期待されます。

### 3. みんなで福祉について考える雰囲気づくり（福祉意識の高揚）

#### ■これまでの取り組みや課題 ■

小中学校において、「いのちの教育指導資料」「伊万里っ子しぐさカレンダー」「伊万里市童謡歌集」の積極的な活用をはじめ、道德の時間の充実、人権・同和教育の充実を図るように努め、児童生徒の豊かな心の教育を推進しました。また社会教育の立場からの人権教育について、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を目指し、市民誰もが正しい人権感覚を身につけられるよう、地域、各種団体、企業などに対し、あらゆる機会を捉えながら研修講座を開催しました。そして積極的な参加を呼びかけるなど、人権教育の推進に努めました。

まちづくりにおいては、地域支援市職員制度などにより地域住民の活動を支援しています。また、まちづくり出前講座を市民の意見の場として活用されています。

福祉の活動として、毎年、手話奉仕員講座を開催し、技能の習得と知識の向上に努めました。毎年開催することで継続した支援を行い、意欲の向上を図りました。また福祉に関する計画の策定等では、福祉作業所やサービスを利用している人との意見交換を行い、出された意見を取り入れました。

#### A. 福祉について知識・情報を得られる（福祉教育の推進）

市民が福祉について考えるためには、市民が「すべての人が人間らしく自立して生きられる」という福祉についての基本的な知識や情報を持っていることが不可欠であり、また、福祉について市民同士が話し合う際の共通認識となる基礎知識が必要です。前回、ワーキンググループにおいても、「子どもの頃から人権や生命の尊重など福祉についての学習を充実させてほしい」との意見がありました。

このため、市民全体に対し福祉に関する学習機会を充実させるとともに、福祉に関する情報提供を十分に行うことにより、福祉についての正しい知識を得られ福祉について理解を深めることができる機会を、広く市民に提供していく必要があります。

## 1) 福祉に関する学習機会の充実

### <基本方針>

市民が福祉に関する基礎知識を得る最も効果的な手段として、福祉に関して学習できる場に参加することがあげられます。

このため、市民団体やNPO法人、地域団体、関係機関などで、参加メンバーや一般市民を対象にした講習会や勉強会を開催するなど、福祉についての学習機会の提供に努めます。

### ★市の取り組み★

- 学校教育や社会教育の場において、児童生徒や市民を対象とした道徳教育や人権教育、生命の尊重などの心の教育を推進します。
- 学校や各種団体に対し、福祉教育への積極的な取り組みを働きかけます。
- 福祉についての講習会、勉強会を開催します。
- 講習会、勉強会は、バリアフリーや託児などに配慮して開催します。
- 福祉に関する市職員の研修を実施します。
- 市民図書館などで、市民の自己学習に必要な資料の収集、整備を進めます。
- 隣保館では、住民交流スペース「ふれあいコーナー」を通じて、さまざまな人権情報を発信します。

### ★社会福祉協議会の取り組み★

- 支援を必要とする人を発見する視点を養うため、地域で福祉やボランティア、助けあい活動に関する講座の開催を支援します。
- 児童・生徒を対象に福祉や地域福祉活動、ボランティア活動等の理解を深めます。
- 学校における福祉教育活動を支援します。
- 事業所を対象とした福祉やボランティアに関する講座の開催を支援します。

### 市民や地域には

自分たちの身近な問題として福祉に関心を持ち、開催される講習会や勉強会に参加して知識を深めることが大切です。



## 2) 広報の充実

### <基本方針>

福祉に関する講座等に、仕事や家事の都合などで参加しにくい市民や、福祉への関心が低く参加しない市民に対し、広く福祉についての必要な情報を提供することにより、学習機会を提供し、福祉についての関心を高めていく必要があります。また、自分らしい生き方を妨げる生活課題が人権問題との基本認識に立ち、同和問題をはじめとするあらゆる人の人権問題を解決するため、日常生活に根ざした効果的な啓発・広報活動が大切です。

このため、福祉や人権に関する必要な情報について、多様な手法を利用して広報の充実を図ります。

### ★市の取り組み★

- 福祉に関する必要な情報について、広報誌、ホームページ、CATVなどによる情報提供につとめます。
- 隣保館では、地域への「隣保館だより」の定期発行や、住民交流スペース「ふれあいコーナー」を通じた情報発信を行います。
- 関係機関や各種団体が企画する研修会への講師派遣を行います。

### ★社会福祉協議会の取り組み★

- 広報誌やホームページを充実します。
- 広報誌の点訳や音訳を推進し、情報入手のバリアフリー化を図ります。
- 各種関係団体の行事や活動状況等の情報提供に努めます。

### **市民や地域には**

さまざまな広報媒体を活用して発信される情報を入手し、福祉に対する関心を高めることが期待されます。

## B. 福祉について話せる（意見交換の活発化）

市民が福祉に関する理解を深め、さらに意識を高めていくためには、福祉について情報交換や意見交換ができる場が必要です。

このため、福祉についての市民の意見を求める場を創設するとともに、ワークショップ（問題解決やトレーニングの手法としての体験型講座）など市民の自主的な活動の場づくりを進めていく必要があります。

### 1) 市民意見収集の場の確保

#### <基本方針>

市民が福祉について情報交換や意見交換ができる場として、福祉にかかる計画や制度について、関係機関や市が市民の意見を収集するために開催するワーキングや座談会などがあり、このような場への市民の積極的な参加が必要です。

このため、各種計画の策定や更新、検証に際し市民によるワーキングや座談会を開催するなど、福祉に関する市民の意見交換の場を積極的に設けます。

また、各種団体等では、構成メンバーや一般市民へ呼びかけるなど、関係機関や市が開催する市民意見収集の場への参加を促進します。

#### ★市の取り組み★

○各種計画等の策定および更新に際し、市民によるワーキングや座談会等を開催します。

#### ★社会福祉協議会の取り組み★

- 市民の意見を聞くため、地域で座談会を開催します。
- 福祉関係団体などとの意見・情報交換会を開催します。

#### **市民や地域には**

意見などを求める場に参加する機会があれば、積極的に参加し発言することが期待されます。

## 2) 市民による意見交換の場づくり

### <基本方針>

市民が福祉に関する知識を深め、福祉に対する意識を高めていくため、市民同士で福祉についての情報交換や意見交換ができる場が必要です。

このため、市民団体やボランティア団体、地域団体などでは、市民が福祉について話し合うことができる場として、福祉に関する勉強会やワークショップなどを開催し、市民の自主的な意見交換の場づくりを進めます。

### ★市の取り組み★

- 市民の勉強会への情報提供、会場確保などを積極的に支援します。
- 地域支援市職員制度などにより地域住民の活動を支援します。
- ワークショップ開催のノウハウなどの情報を提供します。
- 市民図書館などで、関係する資料を収集、整理し、情報提供します。
- 出前講座を市民の意見交換の場として活用してもらうようにPRをします。

### ★社会福祉協議会の取り組み★

- 小地域で座談会の開催を推進します。
- 福祉関係団体の意見交換会の開催を支援します。

### **市民や地域には**

地域における福祉課題に対し関心を持ち、自主的な話し合いを呼び掛けて意見交換することが期待されます。

## C. 身近な福祉の問題に気づきやすい（身近な福祉課題の気づき）

市民アンケート調査では、「福祉に関して関心がない」との回答が2割以上あり、福祉は特定の人の問題であって自分には関係ないとして、目をそらす市民が少なからずいることがうかがえます。市民の福祉に対する意識を高め、福祉は全市民が対象となるものであり、市民全員が考え、対応していかなければならないことを理解してもらう必要があります。

このため、市民それぞれの身近にたくさんの福祉課題があり、福祉は他人事ではないことに、まず気づいてもらう必要があります。

### 1) 地域の福祉課題を地域で話す場づくり

#### <基本方針>

市民それぞれの身近な地域にもたくさんの福祉課題がありますが、その身近な福祉課題に気付いていないことが、福祉に関する無関心を生み出す一因となっています。

このため、地域役員・団体などが中心となり、地域の福祉課題について、各種会合などで積極的に話題として取り上げ、話し合うことのできる環境づくりを進めます。

#### ★市の取り組み★

- 地域役員・団体などに対する働きかけを行い、各地域における地区座談会などの開催を支援します。
- 地域住民の意見交換の場として、地区まちづくり運営協議会の活動を支援します。
- 各地域における地区社会福祉協議会の活動を支援します。

#### ★社会福祉協議会の取り組み★

- 地域課題や生活課題の話し合いの場としての役割を担う、地区社会福祉協議会の活動を支援します。

#### **市民や地域には**

身近な福祉課題に関心を持ち、その課題を自らの問題としてとらえ、お互いに話し合うことが大切となります。

## 4. みんなが安心して暮らすことができる地域づくり

(安心、安全な地域づくり)

## ■これまでの取り組みや課題 ■

地域の医療では、休日・夜間急患医療センターについて、平成24年3月に施設を新設し、地元医師会に指定管理を委託して、休日夜間の小児等の救急医療に対応しています。

- ・平成24年～27年の年平均利用者数 年間2,467人

保健の分野では、妊婦健診、乳幼児健診、特定健診、各種がん検診などを実施し、その結果に応じて家庭訪問を行い保健指導を行っています。平成27年度の特定健診の受診率は42.2%、前年より6.3%上昇したものの第2期特定健診等実施計画で定めた目標の44%を達成していないこと、また、各種がん検診の受診率が県内でも下位の状況にあることが課題となっています。

- ・介護予防教室開催 328回 5,831人参加 (H27)
- ・食生活改善推進員 344人 (H27)
- ・ストレスケア相談(臨床心理士による個別相談)年間12回

救急医療体制においては、今後も見込まれる高齢化の進展を背景にした救急需要の増大に対し、救急車による出動件数の増加や搬送時間の延伸など、救急業務を取り巻く課題の対策が必要です。

- ・救急出動件数 3,279件(搬送人員 3,127人)(H26)  
高齢者の割合(65才以上)58.6%
- 3,400件(搬送人員 3,232人)(H27)  
高齢者の割合(65才以上)59.5%

交通手段の確保について、既存のバス、鉄道を維持するとともに、地域の実情に即した持続可能な公共交通網を形成するため、地域住民等と協働して地域内交通の再編を行いました。

地域防犯体制の整備として、防犯灯の設置を推進しました。今後は、各地区での計画的な新設・更新を行っていくことが課題です。

- ・防犯灯の設置補助数 新規259基、更新190基(H24～H27)  
新規56基、更新73基 (H28現在)

また、子どもの安全安心を確保するため、各町（地区）の防犯協会等を中心とした子ども見守り隊を組織し、登下校時の立哨指導や公用車によるパトロールを実施しました。

防災体制の整備においては、防犯対策のさらなる強化を図るため、平成26年4月に防災危機管理課を設置し、次の取り組みを行いました。

- ・ 区長会主体による「わがまち・わが家の防災マップ」の作成及び全戸配布に対する支援
- ・ 防災に関する出前講座の実施、地域防災計画の改正
- ・ 民間企業30の事業所との災害時応援協定を締結
- ・ 防災行政無線の整備に向けての取り組み

また、公民館での取り組みとして、

- ・ 避難訓練の実施
- ・ 警報発令時等の災害情報連絡室設置に伴う避難所開設及び自主避難者の受け入れ
- ・ 警報発令時の行動マニュアルの策定への取り組み

などを行いました。

地域による少子化対策の一つとして、婚活応援の推進を図りました。イベントの内容によっては、募集人数に応募する人数が満たないものもあるため、今後は魅力のあるイベントの立案が必要です。また、今後は婚活サポーターの力を集結し、イベントや引き合わせを行っていくなど、婚活応援推進をさらに強化してまいります。

- ・ イベント開催回数 51回 260カップル(H24~H28.9)
- ・ プロフィールによる引き合わせ 102回 53組カップル
- ・ 登録数 612人 成婚報告者数 107人
- ・ 婚活に関する講座 24回 相談件数は3,441件

地域による子育ての推進として、保育園においては定期的に園庭開放日进行、地域の親子が集える場所を提供するとともに、子育て支援センターぽっぽでは、就園前の親子が集う広場を開設し、子育て家庭の情報交換を促したり、子育ての相談の対応を行いました。ファミリーサポート事業については、子どもを預かる提供会員向けの研修会を毎年開催し、提供の会員の確保に努めるとともに、依頼会員のニーズにあったコーディネートを行いました。また、通学路における歩道の段差解消やすべり止め対策を行い、子どもに配慮した取り組みを行いました。

## A. 心身の健康が保たれる（医療・保健の充実）

市民アンケート調査の結果を見ると、将来に最も不安を感じているのが、自分や家族の健康についてであり、市民が安心して暮らすためには心身の健康が保たれる必要があります。

このため、病気やけがをしたときの医療体制の整備に努めるとともに、生活習慣病をはじめ、認知症を含む精神疾患などの病気の予防や、介護が必要な状況を招かないための保健活動を推進していく体制づくりが不可欠です。

### 1) 地域医療体制の整備

#### <基本方針>

市民の病気やけがに対する不安感を軽減するためには、万が一病気になったりけがをしたときに、迅速かつ的確に対応できる医療体制が身近に整っていることが必要です。

このため、病院や診療所などの医療機関のネットワーク化などによる医療体制の充実を図ります。

また、地域包括ケアシステムと救急体制について、慢性期の人は、日常的に地域包括センター、ケアマネージャー、民生委員など地域の福祉や在宅医療に支えられていることが多く、その関係機関と消防機関が連携して情報共有に取り組むことが必要です。福祉に従事する関係者に対して、救急車をどのような場合に利用するかを理解を深めてもらい、医師の診療が必要な場合でも、できる限り地域のかかりつけ医で診療を行ってもらうことで、在宅療養に戻りやすい環境を整えることが必要です。

#### ★市の取り組み★

- 伊万里有田共立病院において、より質の高い医療サービスの提供に努めます。
- 休日・夜間急患医療センターと市内医療機関との連携による、休日急患等の救急医療体制の充実に努めます。

- 小児救急医療については、他の診療科の当直時であっても、呼び出しで対応するオンコール体制を確立するなど、新たな診療体制を検討します。
- 高度な処置が可能な救急用機材を装備した高規格救急車や救急救命士を計画的に拡充していきます。
- 各地区公民館等に配置した\* A E D（自動体外式除細動器）の使用方法や応急手当の方法などに関する救命講習を各地域で行います。

#### 市民や地域には

適正な救急医療の利用に心がけるとともに、万が一に備え A E D や 応急手当講習会等に参加することが望まれます。

#### ○ A E D（自動体外式除細動器）は

AED とは、Automated External Defibrillator（自動体外式除細動器）の略で、電源を入れると音声で操作が指示され、救助者がそれに従って除細動（= 傷病者の心臓に電気ショックを与えること）を行う装置です。

AED は自動的に心電図を診断し、電気ショックを与える必要があるかどうか判断しますので、医学的な知識が少ない一般市民でも音声ガイドに沿った操作で救命処置ができます。



## 2) 保健活動の推進

### <基本方針>

市民が安心していきいきと毎日を暮らすためには、心身ともに健康であることが必要であり、市民との協働により乳幼児から高齢者までの生涯健康づくりを進める必要があります。

このため、市民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という健康づくり意識を高めるとともに、定期的な健康診査の受診により早期発見・治療を促進し、脳血管疾患をはじめとする生活習慣病やそれらに起因する病気により、寝たきりや要介護状態の予防に努めます。また、うつ病をはじめとする心の病についての正しい知識の普及啓発など、関係機関と連携して心の健康づくりに取り組みます。

### ★市の取り組み★

- ライフステージに応じた各種健(検)診及び健康相談や訪問などによる個別の相談に対応します。
- 健康づくり体操や健康教室の開催により、生活習慣病予防に努めます。
- 食生活の改善を進め、望ましい食生活の普及、定着に努めます。
- 楽しみながら健康維持に役立つスポーツの振興を図ります。
- 市民図書館などで、健康に関する資料を収集、整備します。
- 心の病に関する予防啓発活動や心の健康相談を実施します。
- 特定健診について、目標の受診率に近づくよう、未受診者対策に力をいれていきます。

### **市民や地域には**

健康診査の受診や健康教室などへの積極的な参加とともに、心身ともに健康づくりに対する意識を高めることが重要となります。

## B. 障壁（バリア）を感じない（ユニバーサルデザイン社会の実現）

「せっかく設置してあるパーキングパーミット駐車場が利用できない」という市民の方からの声があります。市民のだれもが安心して暮らせる社会にするためには、公共施設などをだれもが利用しやすい環境にしておく必要があります。

このため、既存の施設などや市民の心のバリアフリーを推進し、だれもが住みやすいユニバーサルデザイン社会の実現に向けた取り組みを行っていくことが不可欠です。

### 1) バリアフリーの推進

#### <基本方針>

既存の公共施設などにおいては、まだまだ高齢者や障害者などが利用しにくいものが数多く残されており、利用したくてもできないことがあります。

このため、新設の施設においては、すべての人が使いやすい\*ユニバーサルデザインに配慮した設備の導入を進めるとともに、既存の施設においても、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたバリアフリー化を推進します。また、心のバリアフリーにつながる活動を推進します。

#### ★市の取り組み★

- 本市公共施設ユニバーサルデザインマニュアルの基準による施設整備や、既存施設のバリアフリー化を推進します。
- 市民や一般企業などに対し、バリアフリーやユニバーサルデザインについての情報提供、啓発を進めます。
- 県が推進する\*パーキングパーミット制度の定着を図るとともに、その目的と意義について広報するなどして、心のバリアフリーを推進します。

★社会福祉協議会の取り組み★

- 各種講座や行事などを通して差別や偏見をなくす取り組みを行います。
- 障害者団体などと協働し、道路や建物などまちのバリアフリー度を調査し、バリアフリーやユニバーサルデザイン化の提案活動に取り組みます。

市民や地域には

相手の立場や状況を理解し、互いに認め合うことで心のバリアフリーにつながることを期待されます。

○ユニバーサルデザインは

バリアフリーの考え方をさらに発展させ、障害のある人や高齢者に限らず、誰もが使いやすいように製品や生活環境をあらかじめデザインするという考え方です。

○パーキングパーミット制度は

身体障害者用駐車場について、県内共通の利用証を発行して利用できる人を明らかにし、本当に必要な人に駐車スペースを確保する制度です。

佐賀県が全国に先駆けて推進しています。

この制度では、「歩行が困難な人」として、身体に障害がある人をはじめ、高齢者や妊産婦の人も利用できます。

## 2) 交通手段の確保

### <基本方針>

車を運転しない高齢者や障害者といった交通弱者が安心して暮らすためには、通院、買い物などの日常生活を支える移動手段の確保が不可欠です。

このため、既存の公共交通機関の維持に努めるとともに、地域住民、交通事業者、行政が協働し、地域住民のニーズに合った移動手段の確保に努めます。

### ★市の取り組み★

- バス、鉄道などについて、利用状況や市民の要望などを把握し、事業者と協力して、路線の維持、改善に努めます。
- タクシー事業者が行うリフト付きタクシー（車椅子のまま乗車できる）の設置などを支援します。
- 適正な運用による福祉有償運送の実施を促進します。
- 地域住民等の要望を踏まえた、利便性が高く持続可能な公共交通の導入に向けて、受け皿体制が整った地域から取り組みを進めていきます。

### ★社会福祉協議会の取り組み★

- 交通弱者に対する交通手段を確保するために多方面でのサービスを検討します。

### **市民や地域には**

公共交通機関を支える意識を持ち、積極的に利用することが期待されます。

## C. 犯罪、災害から守られる（防犯、防災体制の整備）

市民のだれもが安心して暮らせる社会にするためには、市民の生命や財産を直接脅かす犯罪や災害から、市民が守られる環境を確保しておく必要があります。特に東日本大震災の影響からか、前回の市民アンケート調査と比べても「災害に対する不安」の割合が増えています。

このため、市民に身近な地域社会で、地域住民による防犯・防災の取り組みを進めていくことが不可欠です。

### 1) 地域防犯体制の整備

#### <基本方針>

犯罪は人の目の届きにくい所で発生することが多いと言われます。警察など限られた行政機関の目だけでは限界があり、できるだけ多くの市民が協力して防犯に努めていくことが重要です。

このため、防犯協会や老人クラブなどの地域団体による\*子ども見守り隊の活動や住民から死角となる場所の改善など、地域住民による防犯活動の充実を進めます。

#### ★市の取り組み★

- 防犯灯設置補助について、今後も地域の実情に応じて計画的な設置推進を支援していきます。
- 悪徳商法や振り込め詐欺等についての情報提供を進めます。
- 関係機関と連携し消費生活相談を行います。
- 市防犯協会を中心に、経済的支援のほか、警察との連例を図り、地域の防犯活動に対する最新情報の提供や助言を行います。
- 子どもの安全安心を確保するため、各町（地区）の防犯協会を中心に、子ども見守り隊や公用車によるパトロールの実施、不審者等情報の共有など地域一体となって取り組んでいきます。
- 緊急事態における一人暮らしの高齢者や身体障害者等の生活の安全を確保するため、\*「緊急通報システム事業」を行います。

★社会福祉協議会の取り組み★

- 地区社会福祉協議会と連携し、地域での防犯活動や防犯意識の啓発に努めます。
- 緊急事態における一人暮らしの高齢者や身体障害者等の生活の安全を確保するため、※「緊急通報システム事業」を行います。

**市民や地域には**

子ども見守り隊の活動やあいさつ運動に積極的に参加するとともに、振り込め詐欺や悪徳商法の情報について地域で情報を共有し、被害防止に努めることが大切となります。

○子ども見守り隊は

地域の防犯協会を中心に市内 13 地区で結成されており、登下校時の見守りや立哨指導、公用車でのパトロールを実施し、子どもの安心安全を見守っている。不審者情報の共有も行っています。

○緊急通報システム事業は

ひとり暮らし高齢者等が在宅中に緊急事態に陥った時、無線発信機等を用いて受信センター機能を有する法人(警備会社)に通報することにより、速やかに対象者の安全の確保と救助を行うシステムです。

## 2) 地域防災体制の整備

### <基本方針>

災害危険箇所の把握や、災害発生時の対応については、市や消防などの防災関係機関の対応だけでは限界があるため、市民ひとりひとりが防災を心がけ、日頃から万が一の場合の対応について準備をしておくことが重要です。

このため、防災マップを用いた避難訓練の実施や情報伝達手段の多様化、避難時の誘導體制の強化等を図るとともに、防災意識向上の啓発活動を推進し、市と地域住民の協同による防災体制の充実を図ります。

### ★市の取り組み★

- 地域で行う避難訓練などの防災活動に対し、情報提供や助言を行います。
- 避難、誘導のマニュアルの作成について検討を進めます。
- \*避難行動要支援者名簿を作成・更新し、災害時に避難誘導などの支援が必要な人を把握するとともに、同意を得られた人については、地域の防災組織などに情報提供します。また、災害時要援護者台帳との統一(移行)を図ります。
- 防災行政無線など災害情報の多様な伝達手段を確保します。
- 災害などの危険や緊急時の対応に関する学習の場を提供します。
- 緊急通報用のファックスやメールなど、通報の多様な手段について利用方法などの周知を図ります。
- 市民の防災に対する意識を高めるための啓発活動を推進します。
- 特別な配慮を要する高齢者や障害者のための\*福祉避難所の拡充に努めます。

### ★社会福祉協議会の取り組み★

- 伊万里市民災害ボランティアセンター（災害時に社会福祉協議会内に開設される）の体制整備や災害発生時のボランティアコーディネート機能の強化を図ります。
- 地域で災害ボランティアを養成します。

### 市民や地域には

支援が必要な人の把握とともに、地域住民同士でお互いに助け合う機運が高まることが期待されます。また、万が一に備え、災害時の情報を得る手段を複数確保するとともに、地域における危険箇所、避難所、避難経路などを確認しておくことが重要となります。

#### ○避難行動要支援者名簿は

災害時要援護者対策については、これまで国から示された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月）に基づき、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者を対象に、本人の同意を得て、災害時要援護者台帳を作成してきました。

しかし、平成23年の東日本大震災では、犠牲者の約6割が65歳以上の高齢者で、障害者の死亡率も被災者全体の約2倍に上ったことから、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難時に特に支援が必要な「避難行動要支援者」の名簿作成を市町村に義務づけられました。名簿は、災害時に生命・身体に危険が及ぶ恐れがある場合は、本人の同意なしに消防や警察などの関係機関に提供することができるとされていますが、平常時からの提供は本人の同意がある場合のみに限られています。

#### ○福祉避難所は

災害時に避難しなければならない人の中で、高齢者や障害者、乳幼児などの特別な配慮を要する者（要配慮者）に対する避難所のことです。



## D. 助けあいの心を持つ（助けあいのまちづくり）

市民ニーズの多様化、プライバシーの重視などにより、住民の相互扶助の精神、助けあいの心が従来と比べて失われていると言われていました。

助けあいについては、ワーキンググループでも最も活発に意見が交わされましたが、これは地域福祉の基本であると考えられます。

市民アンケート調査では「困っている人がいたらできる限り手助けをする」という回答が9割近くにのぼっています。隣り近所による見守りなど、地域住民同士の助けあいがあれば、容易に解決できる福祉ニーズもあり、市民相互の助けあいの心を再構築していく必要があります。

このため、地域住民同士が顔を合わせる地域住民の交流を推進するとともに公民館や地域役員などを中心に地域の特性に応じたコミュニティ活動を推進していく必要があります。

### 1) 地域住民交流の推進

#### <基本方針>

地域住民が助けあっていくためには、日頃から地域住民同士が顔を合わせ、お互いに知っていることが不可欠です。

このため、地域の各種団体などにより、地域住民同士が交流を深めることができる取り組みを進めます。

#### ★市の取り組み★

- 引き続き地域の各種団体などに対する支援を行います。
- 地区公民館などによる各種イベントの開催など、地域の特性を生かし、地域の実態に沿った地域住民の交流の場の提供に努めます。
- 隣保館では、大川町夏休みワイワイキャンプや大川・松浦小学校6年生交流事業を開催し、子どもを中心とした地域住民の交流を促進します。

#### ★社会福祉協議会の取り組み★

- 住民が語り合い、交流を深める場づくりを進めます。
- 若い世代が魅力を感じ、参加しようと思うイベントの調査・開発に取り組みます。

**市民や地域には**

地域での各種行事や活動、会合などに声を掛け合って参加し交流を深めることで、住民がお互いに見守り助け合う機運を高めることが大切となります。

## 2) コミュニティ活動の推進

### <基本方針>

地域の連帯意識の希薄化などにより、地域コミュニティ（共同体・地域社会）の機能が低下していることが、相互扶助機能の低下につながっているため、地域のコミュニティ機能を回復する地域独自の自主的な活動を促進することが不可欠です。

このため、地域役員、団体を中心にした地域住民が主体となって、市民団体やボランティアと連携し、地域の実態に沿った特色あるコミュニティ活動の活性化を図ります。

### ★市の取り組み★

- 地域の元気推進事業によって地域の特性や住民の意向に沿って行われる地域づくり活動に対し、支援を行います。
- 地域の実態に沿った特色ある地域づくりを支援します。
- コミュニティを運営する組織である地区まちづくり運営協議会の活動を支援します。
- 各地域における地区社会福祉協議会の活動を支援します。

### ★社会福祉協議会の取り組み★

- 地域コミュニティづくりの中核的な組織である地区社会福祉協議会と協働し、地域における住民の「絆」の再構築を目指します。

### **市民や地域には**

地域づくりのイベントなどに積極的に参加し、交流を通して地域の連帯意識を高めることが期待されます。

## E. 未来を託せる（地域による少子化対策の推進）

全国的な傾向である少子化は、本市においても例外なく進行しており、地域の活力が失われるなど各方面に影響を及ぼすことが懸念されます。

このため、結婚を望む男女の婚活応援の推進を図るとともに、地域で子育て中の親の負担を軽減する取り組みを進めるなど、地域の将来を担う子どもの育成に地域として取り組んでいく必要があります。

### 1) 婚活応援の推進

#### <基本方針>

個人の価値観の多様化やライフスタイルの変化により、若者の結婚観が変化するなか、本市においても結婚する人の数が減少しており、少子化の大きな要因のひとつになっています。

このため、プライバシーの保護には十分に配慮しながら、結婚を望む男女を対象とした交流事業の開催など、健全な出会いの場の創造に努め、婚活応援を推進します。

#### ★市の取り組み★

- 結婚を望む男女を対象とした各種イベントや講演、結婚相談など、結婚につながる取り組みを強化推進します。
- 婚活サポーターの活動内容を見直し、これまで以上に積極的な婚活支援（サポート）活動を行います。

#### **市民や地域には**

婚活応援事業への参加や地域の婚活サポーターによる積極的な活動が期待されます。

## 2) 「地域による子育て」の推進

### <基本方針>

若い夫婦が子育てに対して、経済的に、また、精神的に負担感を持っていることが、少子化の一因とも言われています。

このため、「子どもは地域全体で育てるもの」という認識のもと、子育てに地域全体でかかわりあう意識づくりを進め、地域による子育て支援の仕組みづくりを進めます。

### ★市の取り組み★

- 保育園や子育て支援センターにおいて子育て相談を行います。
- 地域の子どもの預けたい家庭と預かってよい家庭とを結び子育てを支援する、\*ファミリー・サポート事業を推進します。
- 子どもの目線に立った道路や公共施設等の環境整備や親子が利用しやすい設備の充実など、子育てにやさしい環境の整備に努めます。

### ★社会福祉協議会の取り組み★

- 子育てサロンのニーズに応じ、設置を検討します。

### 市民や地域には

積極的に子育て支援センターを活用して情報交換するとともに、経験を活かした子育て支援への協力が望まれます。

### ○ファミリーサポート事業は

子育てのお手伝いをしてくださる人と子育ての手助けをしてほしい人の相互援助活動をサポートする会員組織による事業です。

子育て支援センターぽっぽ TEL23 - 5197